

2025 年 2 月 4 日からの大雪により被害を受けられた皆さまへ

スターツ少額短期保険株式会社

このたびの災害による被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
弊社は、以下の窓口において、お客さまからの被害ご連絡、ご相談、お問合せを承ります。

【事故受付センター】

0120-444-248 24 時間 365 日受付

●災害救助法適用地域にお住まいのお客さまへ

弊社では災害救助法が適用された地域にお住まいで被害を受けられたお客さまを対象に、「保険料の支払」ならびに「継続契約の締結手続」につきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたしますので、ご希望のお客さまは上記の窓口にて承ります。

【お問合せセンター】

0120-444-605 受付 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2 月 7 日	【福島県】 会津若松市（あいづわかまつし） 喜多方市（きたかたし） 南会津郡檜枝岐村（みなみあいづぐんひのえまたむら） 南会津郡只見町（みなみあいづぐんただみまち） 南会津郡南会津町（みなみあいづぐんみなみあいづまち） 耶麻郡北塩原村（やまぐんきたしおばらむら） 耶麻郡西会津町（やまぐんにしあいづまち） 耶麻郡磐梯町（やまぐんばんだいまち） 耶麻郡猪苗代町（やまぐんいなわしろまち） 河沼郡会津坂下町（かわぬまぐんあいづばんげまち） 河沼郡湯川村（かわぬまぐんゆがわむら） 河沼郡柳津町（かわぬまぐんやないづまち） 大沼郡三島町（おおぬまぐんみしままち） 大沼郡金山町（おおぬまぐんかねやままち） 大沼郡昭和村（おおぬまぐんしょうわむら） 大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいづみさとまち）	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2月9日	岩瀬郡天栄村（いわせぐんてんえいむら） 南会津郡下郷町（みなみあいづぐんしもごうまち）	
2月10日	郡山市（こおりやまし）	
2月7日	【新潟県】 長岡市（ながおかし） 東蒲原郡阿賀町（ひがしかんばらぐんあがまち）	
2月9日	十日町市（とおかまちし） 魚沼市（うおぬまし）	
2月10日	上越市（じょうえつし） 中魚沼郡津南町（なかうおぬまぐんつなんまち）	
2月12日	妙高市（みょうこうし）	